

閲覧用

令和 7 年 4 月 25 日

第 4 回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和 7 年 第 4 回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 25 日（金曜日）午後 4 時 00 分から

2. 開催場所 大河原町役場 3 階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員 9 名・農地利用最適化推進委員 6 名 合計 15 名）

農業委員 1 大 宮 孝 則

農業委員 2 角 田 真由美

農業委員 3 鎌 田 美智雄

農業委員 4 菅 野 正 信

農業委員 5 佐 藤 富 男

農業委員 6 庄 司 貞 良

農業委員 7 鈴 木 勉

農業委員 8 松 井 誠 子

農業委員 9 長 山 清 市

推進委員 1 小笠原 良 一

推進委員 2 加 藤 照 男

推進委員 3 鈴 木 利 弘

推進委員 4 高 橋 卓 也

推進委員 5 長 山 務

推進委員 6 長 山 恵

○欠席委員 なし

○事務局出席者

事務局長

高 橋 正 志

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

4. 議事日程

○日程第 1 会議録署名委員の指名

○日程第 2 会期決定

○日程第 3 議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

5. 会議概要

午後 3 時 55 分 開会

○事務局長 はい、皆さんこんにちは。（「こんにちは。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思えます。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和 7 年第 4 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長をお願いしたいと思います。では会長よろしく願ひします。

○会 長 はい、皆さんこんにちは。（「こんにちは。」の声あり。）

大変ご苦勞様でございます。今日はいま局長の方からあった様に歓送迎会という事で、この様な時間となりました。一つよろしく願ひします。またこの間までは花見で大変忙しい時期でしたが、今度はいよいよ水田農家だけではなく、農作業に対しても非常に忙しくなる時期になりましたので、一つ健康・身体に注意しながら、また農業委員会の活動にもご尽力頂きます様願ひ申し上げます。今日は歓送迎会という事もありまして、スムーズに議事進行をさせて頂きたいと思えます。よろしく願ひします。

○議 長 まず始めに本日は全員出席でございますので、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしており、この総会は成立している事をまずご報告致します。よろしく願ひ致します。

それでは日程第 1「会議録署名委員の指名」でございますけれども、1 番委員の大宮孝則さんと 2 番委員の角田真由美さんをお願い致します。（「はい。」の声あり。）

次に「会期の決定」でございますが、本日 1 日としてよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

ありがとうございます。異議なしという事でございますので、本日 1 日と決定させて頂きます。

続きまして日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案第 1 号及び 2 号となっておりますので、よろしく願ひ致します。それでは第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 を上程致します。事務局説明願ひ致します。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定にも続く許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、新寺字東。地目が台帳及び現況が田。面積が 509 m²。その外 4 筆ございまして、合計田 5 筆、面積が 1,916 m²となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、農業経営の充実を図る。権利の設定又は移転の別としまして所有権移転。対価総額又は賃借料は 60,000 円、10 アール当たり 30,000 円になります。移転時期は許可日。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1. 権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思えます。

す。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

続きまして第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。よろしくお願い致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、宇南桜町。こちら地目が台帳宅地、現況が畑となっております。面積463.21㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、居宅建築し、永住する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しましては、居宅建築113.13㎡、駐車場3台分。工事時期と致しまして、令和7年5月30日から令和7年11月30日まで。農地区分が第3種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は大河原桜郵便局の北東の住宅地であり、平坦かつ区画整理されている事から何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので、影響はないと思います。隣はまだ畑が残りますけれども、耕作していない状況であります。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われます。皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、どうもありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 2・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、字広表。こちら地目台帳が畑、現況が宅地となっております。面積が 253 m²。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲受け、居宅建築し、永住する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しまして、居宅建築 55.48 m²、駐車場 2 台分。工事時期が令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで。農地区分が第 3 種農地となります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表のケーズデンキとセブンイレブンの間にある畑で、何ら問題ないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺には田畑はありませんので、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「はい。」の声あり。）

はい。ございませんという事で、これから採決を致します。第 2 号議案・進行番号 2 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号 3 を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 3・東部地区。申請地と致しまして、字新上谷前。こちら地目台帳及び現況が田となっております。面積が 1,096 m²。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設置する。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転。施設概要と致しましては、ソーラーパネル 132 枚設置。工事時期が令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 7 月 30 日。農地区分が第 2 種農地となります。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。

○小笠原良一委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は宝泉寺西側で、平坦である事から問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。特に問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。水田と隣接していますが影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。はい、角田委員。

○角田真由美委員 これって両側はまだ田んぼですよね？

○小笠原良一委員 田んぼです。

○角田真由美委員 ソーラーパネルは、他の所みたいに高くして、何かあった時に爆発する事のない様にしますよね？

○議 長 はい、事務局説明をお願いします。

○事務局係長 はい、ここは特に土地とかは上げないはずです。

○角田真由美委員 上げないの？

○事務局係長 はい。周りではもう太陽光に変わっている箇所がありますけど、特段土は盛っていなかったもので、同じ様に施工されるかと。ただその分逆に足は長いので。

○議 長 足を長くして建てるのね？

○事務局係長 そうですね。水は浸からない様に。

○議 長 はい、分かりました。

○角田真由美委員 こんなに夏暑いのに、隣に太陽光あって稲可哀そうだなと思って。

○議 長 どんどん伸びるね。はい、佐藤委員。

○佐藤富男委員 今回この案件は、広島の方が譲り受けてのソーラーパネルという事で、隣がまだ田んぼだという事は、草刈りとかそういった管理の方は誰がするのですか？

○議 長 はい、事務局。

○事務局係長 はい。管理の方も申請書頂いている際に、「草刈り等の管理をする。」という事で出して頂いておりますので、大丈夫かと思います。

○議 長 大丈夫？

○事務局係長 はい。

○議 長 大丈夫だそうです。あと他にございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい。ない様ですので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号3について、賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号4を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号4・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、堤字耳取。こちら地目台帳及び現況が畑。面積が1,310㎡となります。理由と致しまして、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該土地を借受け、隣地の山林を伐採する際の通路として使用する。一時転用です。権利設定又は移転の別と致しまして、2年間の賃借権設定。施設概要と致しましては、作業用通路400㎡。工事時期が令和6年11月10日から令和8年11月9日まで。農地区分が農振農用地となっております。備考と致しまして、工事時期を見て頂きますと分かりますが、申請前より着手しておりまして、顛末書の提出がございました。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山務委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。説明の通り顛末書が出ています。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は堤生活センターの裏側で山際ではありますが、特に問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれ

も該当しません。5、意見について。特に問題はないと思われますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木勉委員 すいません、これ伐採届は町の方に出ているのですか？

○議長 はい、事務局。

○事務局係長 はい。伐採届の方も出ておりまして、ちょっと前の話になってしまったので、伐採期間がちょっと足りない恐れがあるという事で、出し直しの方を農業土木係の方とやり取りしている様です。

○鈴木勉委員 伐採届が出た段階で指導出来なかったの？

○事務局係長 伐採がそもそも出ていませんでした。

○鈴木勉委員 ああ、そういう事なのね。

○事務局係長 もう気づいたら砂利が敷いてあって、伐採も農地転用もどちらも無届で最初行われていた案件になります。

○事務局次長 途中で一回行っているのをストップかけさせて、今回の申請を出させた経緯があります。

○鈴木勉委員 なるほど、分かりました。

○議長 何か後手に回ってしまった様ですけど、そういう様な説明でございます。相手はそういう仕事に対してプロだから、申請する時にそういった事に注意して見てもらえればいいんだな。私も歩いてみたら、色んな所でかなり大々的に角田の方もやっている様なので。はい、その他質疑のある方はございますか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ない様ですので、これから採決を致します。第2号議案・進行番号4について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい。全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございます。

以上を持ちまして本日の案件は全て終了致しました。大変お疲れ様でございました。以上で審議の方を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 今日は全ての案件承認頂きました。ご苦労様です。会議終わります。（「ありがとうございます。」の声あり。）

午後4時20分 閉会

令和7年4月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



署名委員（1番委員）

大 宮 孝 則



署名委員（2番委員）

角 田 真由美



令和7年4月 第4回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）